

子供の森ワークキャンプ フィリピン植林ツアー



旅行期間：2012年8月16日(木)～8月20日(月) <5日間>

募集人員：20名様 (最少催行人員：15名)

募集締切：2012年7月6日(金) (但し、定員になり次第、締切ります)

旅行代金：<福岡空港発着、お一人当たり> 137,000円

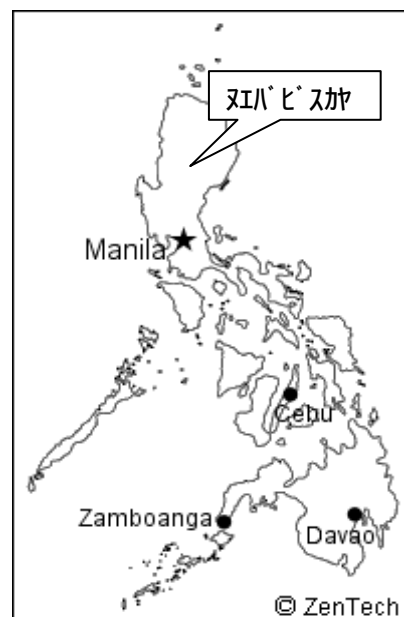
別途、燃油付加運賃など18,745円(変更の可能性有り)が必要です。

特別案内：20歳未満の方の参加については、先着5名に限り一人3万円の補助が企画主催会からあります。参加資格は小学校5年生以上の健康な方。(但し、15歳未満の子どもは保護者の同伴が条件です)

添乗員は同行しませんが、現地係員がご案内します。

スケジュール

月日曜	スケジュール	食事
1 8/16 (木)	福岡(15:50) ✈ (所要3時間40分・時差1時間遅れ) マニラ (18:30) 🚢 カバナツァンへ 深夜到着 <カバナツァン泊>	昼:機内 夕:レストラン
2 8/17 (金)	カバナツァンで子どもの森認定校訪問(植林と交流) 🚢 ダルトン岬で戦没者慰霊塔参拝 🚢ヌエバビスカヤ 到着 <ヌエバビスカヤ泊>	朝:ホテル 昼:レストラン 夕:レストラン
3 8/18 (土)	キラン村で植林と子どもの森認定校訪問(交流) 夜は懇親パーティに参加 <ヌエバビスカヤ泊>	朝:ホテル 昼:弁当 夕:パーティ
4 8/19 (日)	ヌエバビスカヤ 🚢マニラ市内へ <マニラ泊>	朝:ホテル 昼:各自 夕:レストラン
5 8/20 (月)	マニラ(10:20) ✈ (所要3時間30分・時差1時間進む) 福岡 (14:50)	朝:ホテル 昼:機内



[時間帯の説明]

午前 / 9:00～12:00

午後 / 14:00～17:00

夜 / 18:00～21:00

上記行程は航空会社及び現地受け入れ機関の都合で変更になる場合があります。

[利用予定航空会社] フィリピン航空

[宿泊予定ホテル] カバナツァン--- ラパリラ・ホテル

ヌエバビスカヤ---ヴィラ・マルガリータ

マニラ----オーキッド・ガーデン・ホテル

<企画趣旨>

子どもたち自身が、学校の敷地や隣接地で苗木を植えて育てていく実践活動を通じて「自然を愛する心」「緑を大切に作る気持ち」を養いながら、地球の緑化を進めていくプログラム「子供の森計画」は熱帯雨林破壊の著しい地域の27ヶ国約4400校が参加しています。この「子供の森計画」支援を目的に「子供の森計画」認定校の訪問交流、現地の人たちとの植林体験を主な活動として「子供の森ワークキャンプ」を実施します。この活動を通じて現地の子供達と触れ合うことにより、環境保全活動に国の違いを越えた共通の認識を感じてもらいたいと思います。

<活動内容>

1. 「子供の森計画」認定校訪問交流 (植林と文化交流)
2. 戦没者慰霊塔参拝
3. **キラン村植林プロジェクトで、現地の子ども達と植林活動**
4. 地元の人たちと交流パーティ

企画主催：アジアの森を育てる会

後援：国際ソロプチミスト福岡-西

企画共催：公益財団法人 オイスカ西日本研修センター

財団法人 北九州国際交流協会

旅行企画・実施

knt! 近畿日本ツーリスト九州

2012年 子供の森ワークキャンプ・フィリピン植林ツアー 募集要項・旅行条件書

旅行代金 (福岡空港発着)
おとなお一人 137,000円

募集人員 20名様(最少催行人員:15名様)

申込締切日 2012年7月6日(金)
(ただし定員になり次第締め切ります。)

旅行代金に含まれるもの

- (1)航空運賃:日程表に記載された航空運賃(エコノミークラス)
- (2)宿泊代金:2~3名一室利用(シャワー・トイレ付洋室)
- (3)食事代金:旅程表に記載された食事(朝4回、昼2回、夕4回、但し機内食は除く)
- (4)バス料金:専用バス利用料金
- (5)団体行動中の税金・チップ等
- (6)手荷物運搬料金(規定範囲内)

上記費用はお客様の都合により一部利用されなくても払い戻しいたしません。

旅行代金に含まれないもの

上記以外は旅行代金に含まれませんが、参加に当たって通常必要となる費用を例示します。

- (1) 旅券取得に関する収入印紙代及び都道府県収入証紙代(5年有効旅券¥6,000~11,000、10年有効旅券¥16,000)
- (2) 個人的性格の費用:日程表に明示されていない飲物代、クリーニング代、電話代等
- (3) 手荷物超過料金
- (4) 傷害、疾病に関する医療費
- (5) 任意の海外旅行傷害保険料

追加旅行代金

- (1) 渡航手続き料金
この旅行には有効な旅券が必要ですが、当社でそれら手続きを代行する場合の料金は下記の通りです。旅行をお申込み後に申込書をご送付いたしますので、代行を希望される場合はお申し出下さい。
旅券の申請書の作成代行----- ¥5,250
パスポートの作成代行----- ¥4,200
各料金に対して消費税(5%)が含まれております。
- (2) 福岡空港国際線ターミナル施設使用料(945円)、フィリピン空港施設使用料(1,200円)、燃料高騰特別運賃及び航空保険料(16,600円) 合計 18,745円
但し、12歳未満の方は17,675円となります。また、7月1日以降に燃油高騰付加運賃が改定されることがあります。
- (2) 一人部屋追加料金(¥10,000)
- (3) ビジネス・クラスご利用の場合の差額(お問合せください)

申込方法

参加申込書に必要事項をご記入の上、パスポートのコピーと共に弊社へご送付下さい。また同時に申込金(20,000円以上旅行代金まで)をお振込み下さい。なお、旅行代金の他に、海外旅行傷害保険料などの残金は平成24年8月3日までに指定口座にお振り込み下さい。また請求書の必要な方は弊社担当者へ、ご連絡下さい。

募集型企画旅行契約

本旅行は株式会社近畿日本ツーリスト九州が企画・募集・実施するもので、参加される方は当社と募集型企画旅行契約と結んで戴きます。契約は当社の承諾と申込金の受理を持って成立するものとし成立日は当社が申込金を受理した日とします。

取消料

お申込後お客様の都合で参加を取消される場合、次の取消料をお支払いいただきます。(ピーク時期の適用となります)

1. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日前から31日前までの取消 …………… 旅行代金の10%
2. 旅行開始日の30日前から3日前までの取消 …… 旅行代金の20%
2. 旅行開始日の3日目を以降旅行開始日当日まで …… 旅行代金の50%
3. 旅行開始後の解除および無連絡不参加 …………… 旅行代金全額

確定日程表

確定した航空機の便名や宿泊ホテル名が記載された確定日程表は、平成24年8月3日までに交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込みの場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

海外旅行保険加入のお勧め

ご旅行をより安心できるものとするため、お客様ご自身で十分な旅行保険(疾病・傷害・盗難等)に加入されることをお勧めいたします。

旅行のお申込み先

観光庁長官登録旅行業第1886号 日本旅行業協会会員
(株)近畿日本ツーリスト九州 福岡支店
〒812-0024 福岡市博多区綱場町2-21福岡 MDビル8階
TEL 092-272-4891 FAX 092-272-4901
Email: nita8888@gmail.com
担当: 二田(にた)
総合旅行業務取扱管理者: 二田 茂行
営業日・営業時間: 平日9:00~17:45、土曜・日曜休業
ボンド協会会員、旅行業公正取引協議会会員

総合旅行業務取扱管理者とは、当支店での取引の責任者です。この旅行の契約に関し担当者からの説明にご不明な点がございましたら上記総合旅行業務管理者にご質問下さい。

お客様からご提出戴いた、参加者の個人情報については、参加者との連絡や運送・宿泊を含む関係機関の手配の為に利用させて頂く他に、必要な範囲内において当該機関に提供させていただきます。また、弊社のグループ企業である株KNT ツーリスト等の販売店が取り扱う商品。サービスに関する情報を提供させて頂くことがあります。
旅券の有効期間 / 旅行出発日より6カ月以上の残存が必要
又エバピスカヤ滞在中の手配は、オイスカ現地事務所により行われます。

その他のご旅行条件 <お申込を戴く前に、この条件書を必ずお読みください>

旅行契約内容・代金の変更 / 天変地異、戦乱、暴動、運送・宿泊機関のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらないサービスの提供その他の当社の管理できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改訂があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお知らせします。なお、本旅行代金は平成24年5月2日現在の運賃・料金を基準としております。 標記の最少催行人員に満たない場合は旅行を中止することがあります。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目に当たる日より前に通知します。 取消料 / 当社の責任の取らないローン、渡航手続き等の事由によるお取消の場合も取消料をいただきます。ただし、次の場合は取消料をいただきません。旅行契約内容に次のような変更またはその他の重要な変更が行われた時、(1)旅行開始日または終了日の変更 (2)入場観光地・施設・その他の目的地の変更 (3)運送機関の設備・等級のより低いものへの変更 (4)運送機関の種類または会社の変更 (5)宿泊施設の変更 (6)宿泊機関の客室の種類・設備・景観の変更、運賃・料金の変更により旅行代金が増額された場合、当社が標記の日までに確定日程表を交付しない場合、当社の責に帰すべき事由により当初の日程通りの実施が不可能となったとき。当社による契約解除 / 旅行代金を期日までに支払いただけない時、申込条件の不適合、病気・団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能な時は、当社は契約を解除することがあります。 当社の責任 / 当社または当社の手配代行者がお客様に損害を与えた時は、損害を賠償いたします。(お荷物に関する賠償限度額は1人15万円) 特別補償 / 当社はお客様が旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体、手荷物に被った一定の障害について一定の補償金および見舞金を支払います。 旅程保証 / 旅行日程に前記取消料の項目に掲げる重要な変更が行われた場合は約款の規定により(1)は旅行代金の3% (2)から(6)は2%、また各号がツアータイトルに掲げられている場合は5%に相当する額(ただし旅行開始前に変更が行われた場合はそれぞれ半額)の変更補償金を支払います。サービス提供の日時およびサービス提供の順序は対象外とし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は旅行代金の15%を限度とします。また一旅行契約についての変更補償金の額が千円未満の場合は、変更補償金は支払いません。また、当社は変更補償金の支払いを物品・サービスの提供で代替することがあります。 お客様の責任 / 当社はおお客様の故意または過失により当社が損害を被った時はお客様から損害の賠償を申し受けます。このパンフレットは旅行業法12条4および5にいう説明書面、契約書面の一部になります。ここに記載のない事項については当社募集型企画旅行約款によります。 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

パンフレット作成日:平成24年5月2日